

各種加算に関するご案内

令和6年度診療報酬改定に伴う当院の体制について

医療DX推進体制整備加算

当院は、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療するため、次のような取組みを行っております。

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関である。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関である。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施していきます（経過措置がR7年9月30日のため、それまでに当院も体制を整えていきます）。

医療情報取得加算

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・患者さんの同意のもと、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の新たな名称で、初診時（3点または1点）、再診時（2点または1点）が算定されます。

生活習慣病管理料

高血圧症、糖尿病、脂質異常症を主病とする患者さんの総合的な治療管理を目的とする管理料です（特定疾患療養管理料の対象疾患から3病名が除外されました）。概ね4ヶ月に一度、療養計画を発行していきます。発行時は問題点を確認し生活習慣改善の話をするため診療時間が長くなることをご了承ください。

患者さんの状態に応じ、28日以上長期処方またはリフィル処方箋を発行することに対応します。希望等がありましたら診察室で医師にご相談ください。必ず長期処方またはリフィル処方箋に対応できるというものではありませんのでご承知おきください（症状等を勘案し、医師が判断いたします）。リフィル処方箋とは、医師が指定した一定期間であれば、同一処方箋を繰り返し使うことが可能な処方箋のことです。リフィル処方箋を使えば、2回目・3回目は医師の診察を受けることなく、薬局でお薬を受け取れ、最大3回まで使用することができます。

一般名処方加算

- ・医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する取組を行っております。

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。一般名処方により、保険薬局において銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤ができることで、患者さんに適切に医薬品を提供することができ、お薬についてご不明・ご心配事がありましたら、お気軽にご相談ください。

明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。発行手数料は無料です。

なお、自動精算機については患者さまの選択により明細書を発行しております。

上記内容でご不明な点・ご心配事がありましたら、事務スタッフまでお声がけください。

